

国道362号（天竜区春野町）通行条件の変更について

令和7年6月14日の豪雨により法面崩壊した天竜区春野町杉地内の国道362号（瀬居）及び令和8年4月9日に路肩崩壊した天竜区春野町豊岡地内の国道362号（小石間橋北）における通行条件の変更について、令和8年7月10日（金）とお知らせしておりましたが、復旧工事が順調に進んだことから、下記のとおり**令和8年7月7日（火）15時**より全ての車両が片側交互通行規制での通行が可能となります。

記

1 通行条件の変更について

- 条件付通行区間：浜松市天竜区春野町豊岡地内～春野町杉地内 延長 約4.5km
 - ・令和7年6月14日の豪雨により法面崩壊した国道362号（瀬居）
 - ・令和8年4月9日に路肩崩壊した国道362号（小石間橋北）
- 規制内容変更日時：**令和8年7月7日（火）15時**
- 通行条件：①全ての車両が通行可能（片側交互通行）
②下記の管理基準値のいずれかを超過・確認した場合は全面通行止め
 - ・連続雨量120mm（春野または川竹雨量観測所）
 - ・震度4以上の地震（天竜区内）
 - ・一級河川杉川の水位の上昇や法面、路肩等に異常を確認した場合
- 迂回路：※別紙 全面通行止め時の迂回路図参照
管理基準値超過・確認による全面通行止め時につきましては、別紙の迂回路をご利用下さい。
- その他：川根本町側においても災害に伴い通行規制を実施している区間があります。詳細は道路管理者である静岡県へご確認ください。

2 今後の予定

引き続き復旧工事を実施します。
工事の進捗により規制内容に変更が生じる場合は、改めてお知らせいたします。

全面通行止め時の迂回路図

別紙

